

傷病手当金を請求される方への注意事項

1. 傷病手当金とは

被保険者が業務外の病気やケガの治療のため仕事に就けず賃金が支払われないとき、生活保障給付として請求できる給付金です。以下①～④全ての受給要件を満たす場合が対象です。

- ①病気やケガで療養中である（業務上・通勤途上事故を除く）
- ②療養のため、仕事に就けない
- ③連続して3日以上休んでいる（休業4日目から支給）
- ④給与が支給されない（支給されていてもその額が傷病手当金より少ない場合は、その差額を支給）

2. 支給される期間

同一または関連の傷病で給付を初めて受けた日から1年6カ月の日数分を支給します。

支給期間中に途中で就労するなど、支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6カ月を超えても、繰り返して支給されます。

第1回目の請求の場合は、請求期間のうち最初の3日間は「待機期間」といって支給されませんが、医師が労務不能と認めていれば有給休暇や公休日でも待機期間は完成します。

なお、中途採用の方で他の社会保険で同一または関連の傷病で給付を受けていた時はその支給期間が引き継がれます。

3. 支給額と支給調整について

支給額は休業1日につき「支給開始月を含む直近12カ月間の各月の標準報酬月額を平均した額の1/30」相当額の3分の2です。休業中に会社から報酬が支払われている場合（有給休暇の場合や欠勤だが交通費・家族手当等の諸手当が一部支払われている場合）は、報酬額が傷病手当金の額を下回るときにその差額が支給されます。障害厚生年金、老齢退職年金等、他制度において生活保障給付を受けている場合も同様です。

4. 傷病手当金請求書記入時の注意点

- (1)傷病手当金は給与に代わり支給されるものです。基本的に1カ月ごとに請求してください。
手術や治療・検査など緊急性の高い医療行為を優先される場合など、傷病手当金が毎月申請できない正当な理由がある際は、請求書に記載された労務不能期間と請求日（書類提出日）との間が3カ月以上の場合や、数カ月分をまとめて請求する場合、遅延理由書（別紙）を添えて傷病手当金支給申請書を提出してください。
- (2)転居や治療の都合で転居される場合は請求書を分けて作成し、それぞれの医師に証明を受けてください。

5. 内容審査および支給日と支給方法について

- (1)書類到着後、支給可否について健康保険法に基づき内容審査（※）を実施します。
- (2)審査結果により給付がなされた場合は支給期間・支給金額等が記載された「支給決定通知書」を支給決定月の25日頃発行します。
- (3)給付金は原則として勤務先の事業所へ振込み、事業所から給与で受け取っていただく「委任払」となります。
- (4)退職後の受給、または特段の事情がある場合の支給日も同じとなります。
- (5)一部または全部が不支給となる場合は「傷病手当金不支給決定通知書」を被保険者宛に送付するとともに、事業所にその写しを送付します。

※内容審査…疾病・負傷の症状、医療機関への受診(投薬)状況等や、過去の傷病手当金の受給状況等により、必要に応じて被保険者・前保険者・医師等へ照会させていただき、支給可否について適正に判断を行います。
場合により審査に時間がかかることがあります。

医師の意見を参考にして当組合が認めた場合に支給されますので、請求書を提出されても支給妥当でないと判断した場合は支給されません。

6. 請求書の提出について

- ◆在職中の方または退職後に在職期間分の請求をする方

被保険者 → 医師・事業主の証明 → 健康保険組合

- ◆資格喪失後の継続給付（健康保険法第104条）に該当する方

被保険者 → 医師の証明 → 健康保険組合

7. 正しい療養について（重要）

傷病手当金の支給は、疾病に対する療養の給付（医療機関での治療・投薬等）を行い、療養に専念した上で病気やケガを治し、労働力を早期に回復することが主な目的であるため、療養の給付をなすことが必要となります。

注：健康保険法第99条で傷病手当金の支給額および支給期間について規定されていますが、その趣旨としては疾病または負傷に対する療養の給付あるいは療養費の支給等の保険給付により、労働力の早期回復を計ることをその主目的のひとつとしていることから、正当な理由もなく自己判断で受診を中断したり、処方箋が交付されているにもかかわらず服薬しない等、正しい療養をされていない場合は傷病手当金が支給されないことがあります。